

医療等IDとリンクコード

東京工業大学 像情報工学研究所

大 山 永 昭

番号法と個人番号

- 社会保障・税番号制度の根拠法は、平成25年5月24日に成立し、平成27年10月から個人番号の本人通知を開始 ⇒ 全員に番号通知カードの発行
- 個人番号の利用範囲は、社会保障・税・災害分野に限定
- 個人の所得等を正確に捕捉するため、現金給付等にマイナンバーを確認 ⇒ 番号(IC)カードの発行

個人番号の利用シーン(例)

- 例えば、給与や謝礼等を受け取る際に、支払者は受取人の個人番号を確認し、源泉徴収票に記載
- そのため、支払者は個人番号の告知要求できる(必然的に番号の視認性が不可欠)
- 受取人の個人番号は、番号通知カードと写真付きの公的証明書、あるいは写真付きの番号カード(改ざん防止機能付きICカード)を用いて確認することにより、番号の真正性を担保する

留意点: IDに対する曖昧な記憶等に起因する番号の記録ミスを防ぐには、ID検索システムの構築(アクセス権の設定は不可欠)、あるいはカードの発行が不可欠

リンクコードの導入理由(番号法)

- 従来、各種申請・申告等に必要とされる証明書は、本人経由で添付書類として提出されている
- 添付書類を削減(利便性を向上)するため、情報提供ネットワークシステムを介したバックオフィス連携を本法で実現
- 各情報保有機関が記録管理している個人情報のセキュリティレベル(物理的に独立)を低下させないため、異なる情報保有機関に共通するマッチングキー(マイナンバーを除く)の生成を防止 ⇒ リンクコードの導入

リンクコードの導入理由

- マイナンバーやリンクコードを付した個人情報と特定個人情報と定義し、その保護策を制度的に強化

留意点: リンクコード(電磁的符号)の払い出し(個人情報の紐付け)を間違えると、大変なことになる。その正確性の確保は、個人番号の導入により満たされるものではない。

医療等分野における情報連携

- 生涯にわたる健康情報の一元管理の必要性が指摘されている
- 欧米等の先進国では、EHRに関する取り組みが開始されている
- 我が国においても、地域医療の再生等を目的として、地域における医療コミュニティが創生され、コミュニティ内での共通診察券番号等を導入する事例が報告されている
- これらのことから、個人の健康医療情報を時間軸、空間軸を超えて、論理的に紐付けることの必要性は明らか
- この紐付けの正確性の確保は、必須要件
- 医療等IDの視認性については、ユースケースを見て判断すべき

医療等IDの在るべき姿

- マイナンバーの利用形態と利用制限等を参考にして、医療等IDのあるべき姿を検討すべき
- 多重付番を避けるためには、悉皆性と唯一無二性を満たした完備なDB等が不可欠
- この条件を満たすものとしては、住民票コード、マイナンバー、リンクコード(コアから新たに発番)があげられる
- 費用対効果を勘案して、医療等IDの現実的な導入策を策定すべき

情報提供NSと医療等ID発番管理組織の概念図(一例)



